

平成30年度横浜市子ども・子育て会議第11回保育・教育部会
第31期横浜市児童福祉審議会第11回保育部会 合同会議

日時：平成30年8月9日(木) 18:10～

場所：マツ・ムラホール

議事次第

1 開会

2 報告事項<公開案件>

(1) 「横浜市支給認定及び利用調整に関する基準」の改正について【児福審】

3 議事<非公開案件>

(1) 私立幼稚園2歳児受け入れ推進事業の事業者選定について【子子会議】

(2) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について【児福審】

(3) 法人の自主財源による整備に伴う新設保育所の認可について【児福審】

4 その他

5 閉会

[配付資料]

資料1 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、横浜市児童福祉審議会保育部会 委員名簿

資料2 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、児童福祉審議会保育部会 事務局名簿

資料3 横浜市子ども・子育て会議条例、横浜市子ども・子育て会議運営要綱

資料4 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱

資料5 横浜市支給認定及び利用調整に関する基準の見直しについて

第 3 期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会
第 31 期横浜市児童福祉審議会 保育部会
委員名簿

【敬称略 50 音順】

< 第 3 期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会 >

◎：部会長 ○：職務代理者

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	千葉明德短期大学保育創造学科 教授	○ 石井 章仁	臨時委員
2	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
3	國學院大学人間開発学部子ども支援学科 教授	◎ 神長 美津子	
4	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会男女共同参画センター横浜相談センター長	新堀 由美子	臨時委員
5	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	木元 茂	
6	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人代表	天明 美穂	臨時委員
7	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	長谷山 景子	臨時委員
8	東京成徳短期大学幼児教育科 教授	松本 純子	臨時委員
9	横浜市 P T A 連絡協議会 副会長	樋口 眞砂子	
10	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 相談役	村田 由夫	

< 第 31 期横浜市児童福祉審議会 保育部会 >

◎：部会長 ○：副部会長

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	千葉明德短期大学保育創造学科 教授	○ 石井 章仁	
2	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
3	國學院大学人間開発学部子ども支援学科 教授	◎ 神長 美津子	
4	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会男女共同参画センター横浜相談センター長	新堀 由美子	
5	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	木元 茂	臨時委員
6	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人代表	天明 美穂	
7	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	長谷山 景子	
8	東京成徳短期大学幼児教育科 教授	松本 純子	臨時委員
9	横浜市 P T A 連絡協議会 副会長	樋口 眞砂子	
10	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 相談役	村田 由夫	

横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会
 児童福祉審議会 保育部会事務局名簿

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
部長	子育て支援部長	吉川 直友
	保育対策等担当部長	金高 隆一
課長	子育て支援課長	永井 由香
	保育・教育運営課長	武居 秀顕
	保育・教育運営課 運営指導等担当課長	小田 繁治
	保育・教育運営課 給付・支給認定担当課長	河合 太一
	保育・教育人材課長	甘粕 亜矢
	保育対策課長	片山 久也
	保育対策課 担当課長	齋藤 亜希
	保育対策課 担当課長	池上 省吾
	こども施設整備課長	山本 淳一
	係長	子育て支援課 幼児教育係長
保育・教育運営課 運営調整係長		大槻 彰良
保育・教育運営課 運営指導係長		遠藤 和宏
保育・教育運営課 支給認定・利用調整担当係長		井上 響
保育・教育人材課 担当係長		宮本 里香
保育対策課 担当係長		佐藤 洋平
保育対策課 担当係長		吉田健太郎
こども施設整備課 担当係長		宮野 太志
こども施設整備課 整備等担当係長		花田 香織
こども施設整備課 整備等担当係長		古川 博一
こども施設整備課 整備等担当係長		伊藤 敬
こども施設整備課 整備等担当係長		金澤 敬
こども施設整備課 整備等担当係長		渡辺 貴士
こども施設整備課 整備等担当係長		櫻井 寛大

横浜市子ども・子育て会議条例

制 定 平成 25 年 3 月 27 日 条例第 18 号

横浜市子ども・子育て会議条例をここに公布する。

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号（局長決裁）
最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市に保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

横浜市児童福祉審議会条例

〔平成12年2月25日〕
〔 条 例 第 5 号 〕

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。
横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の26第3項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成12年10月31日までとする。

附 則（平成17年12月条例第117号）抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成18年2月規則第9号により同年4月1日から施行)

横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正：平成 28 年 11 月 1 日 こ企第 298 号（局長決裁）

（総則）

第 1 条 横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項は、児童福祉法（昭和 22 年 12 月法律第 164 号）、同法施行令（昭和 23 年 3 月政令第 74 号）及び横浜市児童福祉審議会条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 5 号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各 1 人を置く。

（臨時委員）

第 3 条 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。

3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員の任期が満了したときも同様とする。

（部会）

第 4 条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調 査 審 議 事 項
里親部会	1 里親の認定及び取消に関する事。 (第 8 項第 1 号関係) 2 その他、里親等に関する事。
保育部会	1 家庭的保育事業等の認可に関する事 (第 8 項第 6 号関係) 2 保育所の設置認可に関する事 (第 8 項第 7 号関係) 3 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 8 号関係) 4 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等（以下、「保育・教育施設等」という。）における重大事故の検証に関する事 (第 8 項第 12 号関係) 5 その他、保育に関する事。（他の附属機関が所掌するものを除く）
児童部会	1 児童福祉施設（他の部会で所管するものを除く。）の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事（第 8 項第 10 号関係） 2 児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関する事。（第 8 項第 2 号関係） 3 児童の一時保護に関する事。（第 8 項第 3 号関係）

	<p>4 児童虐待等の調査に関する事(第8項第13号関係)</p> <p>5 児童虐待による重篤事例等の検証に関する事(第8項第14号関係)</p> <p>6 児童相談所一時保護所の外部評価に関する事(第8項第15号関係)</p> <p>7 その他、児童の処遇に関する事。</p>
障害児部会	<p>1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (第8項第9号関係)</p> <p>2 その他、障害児の福祉に関する事。</p>
放課後部会	<p>1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関する事</p> <p>2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する事 (第8項第11号関係)</p>
専門部会	<p>上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等 (第8項第4号及び第5号関係)</p>

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかって指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めるときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
 - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱(昭和61年6月制定)第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
 - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
 - (3) 児童福祉法第33条第5項に規定する事項
 - (4) 児童福祉法第8条第7項に規定する事項
 - (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年7月政令第224号)第13条に規定する事項
 - (6) 家庭的保育事業等の認可に関する事(児童福祉法第34条の15第4項関係)
 - (7) 保育所の設置認可に関する事(児童福祉法第35条第6項関係)
 - (8) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (9) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)
 - (10) 児童福祉施設(第4条第8項第8号、第9号に規定するものを除く)の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)

- (11) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 49 号）第 4 条第 1 項に規定する事項
- (12) 教育・保育施設等における重大事故の検証に関すること
- (13) 児童虐待等の調査に関すること
- (14) 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること（児童虐待の防止等に関する法律第 4 条第 1 項関係）
- (15) 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること

9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べることができる。

10 部会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成 12 年 6 月制定）第 4 条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。

11 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

（委員長又は部会長の専決事項）

第 5 条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。

2 第 1 項の規定は、第 4 条第 8 項について、部会長に準用する。

（会議の傍聴手続等）

第 6 条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で 10 人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、議長の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

（守秘義務）

第 7 条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、子育て支援部において処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 横浜市児童福祉審議会運営要綱（昭和 31 年 11 月 1 日制定）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行し、改正後の規定は昭和 57 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 12 月 21 日から施行し、平成 18 年 12 月 1 日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

横浜市支給認定及び利用調整に関する基準の見直しについて

1 趣 旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における保育の利用については、児童福祉法第24条第3項及び附則第73条第1項に基づき、市町村が利用調整を実施しています。

この度、現在の利用調整基準の見直しの検討を行い、改正の考え方をまとめましたので、ご意見をいただきたいと考えています。

2 見直しの内容

(1) 保育士の子の優先的取扱いについて

ア 見直しの考え方

本市では、待機児童対策として保育施設・事業の整備を進めており、保育士の確保については喫緊の課題となっています。

平成30年4月から保育士の子どもを対象に「ランクを一つ引き上げる」優先的取扱いを実施していますが、現在の基準では、保育士として常勤相当で就労する方であっても、これから就労を開始する方は優先順位が低くなるため、保育所等の利用が決まらず、結果として保育士の就労につながらない状況が生じています。

このため、保育所等の利用開始後に保育士として常勤相当で就労する方を主な対象とする優先的取扱いを実施し、保育所等を利用しやすい環境を整えます。

イ 横浜市支給認定及び利用調整に関する基準の改正（案）

別表2 利用調整基準 ※一部抜粋

項目	現行	改正（案）
9 保育士	（規定なし）	<p><u>世帯において「保育士資格を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業で、月20日以上かつ週35時間以上保育業務に従事する又は内定している（派遣職員は除く）」</u>場合（市外在住は除く）。</p>

A

別表3 調整指数一覧表 ※一部抜粋

項目	現行	改正（案）
保育士	（規定なし）	<p>元のランクが「<u>9保育士</u>」の場合。</p> <p style="text-align: center;">- 1</p> <p>当該項目が適用された場合、他の調整指数は適用されません。</p>

(2) 児童を職場で見ているについて

ア 見直しの考え方

保護者が必要に迫られて、子どもを職場に連れて行く場合など、「児童を職場で見ている」ことをもって、他の児童に比べて劣後する状況になるとは限らないため、取扱いの見直しを行います。

イ 横浜市支給認定及び利用調整に関する基準の改正（案）

別表3 調整指数一覧表 ※一部抜粋

項目	現行	改正（案）
保育の代替手段	児童を職場で見ている。 - 1	<u>（削除）</u>

3 適用時期

平成31年4月入所の利用調整から適用する予定です。

利用調整の優先順位（改正案の反映後）

（基準の考え方）

- ※ ランクは、A B C D E F G H I の順に利用調整の順位が高いものとします。
- ※ 父、母でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。
- ※ 障害児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。
- ※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Iの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。
- ※ 1「その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。

ランク	父・母が保育できない理由、状況	
A	居宅外労働 （外勤・居宅外自営）	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 40 時間以上の労働に従事している。
	病気・けが	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。
	障害	身体障害者手帳 1～2 級、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級、愛の手帳（療育手帳）の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。
	親族の介護	臥床者・重症心身障害児（者）、またはそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 20 日以上かつ 1 週 40 時間以上保育が困難な場合。
	災害の復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。
	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。
	保育士	世帯において「保育士資格を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業で、月 20 日以上かつ週 35 時間以上保育業務に従事する又は内定している（派遣職員は除く）」場合（市外在住は除く）。
B	居宅外労働 （外勤・居宅外自営）	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 35 時間以上 40 時間未満の労働に従事している。
	居宅内労働 （内勤・居宅内自営）	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 40 時間以上の労働に従事している。
	障害	身体障害者手帳 3 級又は精神障害者保健福祉手帳 3 級の交付を受けていて、保育が困難な場合。
	親族の介護	重度障害者（児）、またはそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 20 日以上かつ 1 週 40 時間以上保育が困難な場合。
C	居宅外労働 （外勤・居宅外自営）	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 24 時間以上の労働に従事している。
	居宅内労働 （内勤・居宅内自営）	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 35 時間以上 40 時間未満の労働に従事している。
	病気・けが	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。
	親族の介護	病人や障害者（児）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 16 日以上かつ 1 週 28 時間以上保育が困難な場合。
D	居宅外労働 （外勤・居宅外自営）	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上 24 時間未満の労働に従事している。
	居宅内労働 （内勤・居宅内自営）	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 24 時間以上の労働に従事している。
E	居宅外労働 （外勤・居宅外自営）	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 28 時間以上の労働に内定している。
	居宅内労働 （内勤・居宅内自営）	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上 24 時間未満の労働に従事している。
	病気・けが	通院加療を行い、月 16 日以上かつ 1 週 16 時間以上の安静が必要で保育が困難な場合。
	障害	身体障害者手帳 4 級の交付を受けていて、保育が困難な場合。
	通学	就職に必要な技能習得のために 1 日 4 時間以上かつ月 16 日以上職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。
F	居宅外労働 （外勤・居宅外自営）	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上 28 時間未満の労働に内定している。
	居宅内労働 （内勤・居宅内自営）	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 28 時間以上の労働に内定している。
	親族の介護	病人や障害者（児）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 16 日以上かつ 1 週 16 時間以上 28 時間未満保育が困難な場合。
G	居宅内労働 （内勤・居宅内自営）	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上 28 時間未満の労働に内定している。
	産前産後	出産又は出産予定日の前後各 8 週間の期間にあつて、出産の準備又は休養を要する。
H	求職中	求職中。
I	市外在住	横浜市外に在住している場合（転入予定者は除く）。
※ 1	その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合。

保育士の子の優先的取扱いの適用について

平成 31 年 4 月入所の利用調整から、保育士の子の優先的取扱いの適用については、以下の取扱いとなります。

(例)

保育士の子の優先的取扱いの適用前の優先順位（ランク）	保育士の子の優先的取扱いの適用後		
	平成 30 年 4 月からの取扱い	平成 31 年 4 月からの取扱い	
	ランクを 1 つ引き上げる	ランクを 1 つ引き上げる	今回の改正(案)
B ランク (すでに就労している保育士の方がいる場合)	A ランク	A ランク	
E ランク (これから就労を開始する保育士の方がいる場合)	D ランク		A ランク 調整指数 - 1 (※ 1)

※ 1 保育所等の利用開始後に保育士として常勤相当（月 20 日以上かつ週 35 時間以上）で就労する場合に適用します。